

国民年金保険料 学生納付特例制度

■問合せ
室蘭年金事務所
(お客様相談室)
☎0143-50-1004
住民課住民・戸籍
年金グループ
☎74-3002



20歳以上の方は、学生であつても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生などで、本人の前年所得が一定基準以下（前年所得で118万円以下、給与収入で194万円以下）申請手続きは毎年必要です。

承認された方で、平成28年度も同じ学校に在学する方には、日本年金機構から「学生納付

下。これに社会保険料控除などが加算される。）であることが条件です。

◆申請方法は、年金手帳、学生証（コピー）可、裏面に有効期限・学年・入学月日の記載がある場合は裏面も含む）、印鑑を持参のうえ、住民課・洞爺総合支所・洞爺湖温泉支所の窓口で申請してください。

◆学生納付特例が承認されるところ：

音声ガイダンスによる不当請求に注意！

■問合せ
産業振興課水産・商工グループ
☎74-3005

携帯電話にワン切りの着信があり、かけ直したところ音声ガイダンスが流れ、架空の請求をされたという事例が北海道立消費生活センターなどに寄せられています。覚えない着信はかけ直さず、様子を見えてから対処しましょう。事例によると「音声ガイダンスでは『仲介希望の方は1番、裁判は2番』と流れ、1番を押したところ男性が出てきてアプリやゲームの話しが持ち出された。『無料登録期間に退会していないので和解するか、自分で裁判するか…』はかり」は、計量法の規定により2年に1度定期検査を受

下。これに社会保険料控除などが加算される。）であることが条件です。中には音声ガイダンスで一方的に「対応しないべきが必要です。

◆音声ガイダンスが流れ、「動画の未払金を払え」と請求されたりした事例もあります。十分ご注意ください。

困ったときは、産業振興課まで相談ください。

■日 時
①5月18日（水）
13時30分～16時30分

②5月19日（木）
9時～16時30分

③5月20日（金）
9時30分～11時

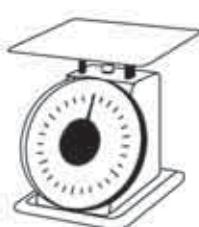
■場 所
①洞爺湖文化センター（温泉地区）

②あぶたふれ合いセンター（本町地区）

③洞爺総合支所（洞爺地区）

特定計量器（小型はかり）の定期検査

■問合せ
産業振興課水産・商工グループ
☎74-3005



用している特定計量器（小型はかり）は、計量法の規定により2年に1度定期検査を受

けることが義務づけられています。今年は定期検査の年にあたり、町内3箇所で定期検査を実施します。一方、新規に事業を開始した方やお店を開き、特定計量器（はかり）を所有し取引などに使用する方は産業振興課まで連絡ください。検査には手数料がかかります。北海道収入証紙にて納入ください。